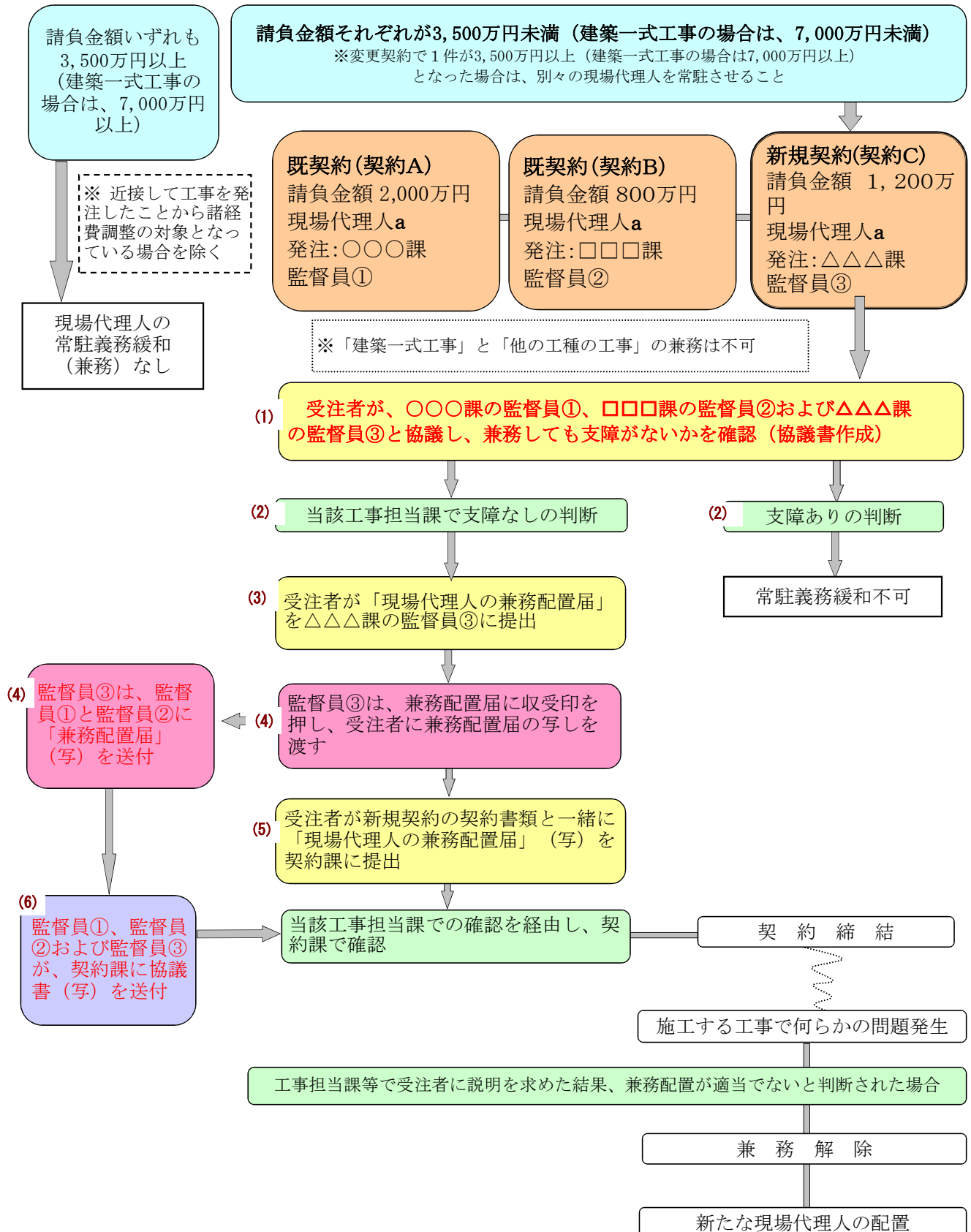


## 現場代理人の常駐義務緩和手続きフロー

### 既契約と新規契約の現場代理人を兼務とする場合の事例



**【手順】**

- (1) 受注者が、既契約工事の監督員①、監督員②および新規契約工事の監督員③と現場代理人の兼務配置について協議（協議書を作成）
- (2) 監督員①、監督員②および監督員③は、必要に応じて現場代理人の兼務配置について協議する。
- (3) 全ての監督員が、工事現場の運営等に支障がなく連絡体制が確保されていることを確認したら、受注者は、「現場代理人の兼務配置届」（契約書（又は契約書案）の写しを添付）を新規契約工事の監督員③に提出する。  
 ※兼務する全てが新規契約工事で、発注者が同じ場合には、契約金額が高いほうの工事の監督員に提出する。  
 ※兼務する全てが新規契約工事で、発注者が「秋田市長」と「上下水道事業管理者」の場合には、それぞれの工事の監督員に提出する。
- (4) 監督員③は、提出された兼務配置届に收受印を押し、監督員①、監督員②および受注者にそれぞれ兼務配置届の写しを送付する。
- (5) 工事請負業者は、新規契約の契約書類と一緒に兼務配置届の写しを契約課に提出する。
- (6) 監督員①、監督員②および監督員③は、現場代理人の兼務配置に係るそれぞれの協議書の写しを契約課に送付し、兼務配置届（写し又は原本）を工事原議に綴じる。

**【参考】**

現場代理人および主任技術者の工事の兼務ができる場合（3件以上の兼務配置でも同様）

- ア 現場代理人および主任技術者を同一の技術者が兼ねる場合
  - イ 両方の工事の現場代理人と1件の工事の主任技術者を同一の技術者が兼ねる場合
  - ウ 両方の工事の現場代理人を同一の技術者等、両方の工事の主任技術者を別の同一の技術者等が兼ねる場合
  - エ 両方の工事の現場代理人は同一の技術者等で、主任技術者は別々の技術者の場合
  - オ 1件の工事の現場代理人と両方の工事の主任技術者を同一の技術者が兼ねる場合
  - カ 現場代理人は別々の技術者等で、両方の工事の主任技術者は同一の技術者の場合
- ※カの場合は、兼務申請を行う必要はない

	ア		イ		ウ	
	工事 1	工事 2	工事 1	工事 2	工事 1	工事 2
現場代理人	A	A	A	A	A	A
主任技術者	A	A	A	B	B	B

	エ		オ		カ	
	工事 1	工事 2	工事 1	工事 2	工事 1	工事 2
現場代理人	A	A	A	B	A	B
主任技術者	B	C	A	A	C	C